

令和4年度早川町監査委員監査年間実施計画表

令和4年4月1日

早川町代表監査委員 望月 正巳

早川町監査委員 中居 義正

早川町監査基準第18条第1項による年間実施計画は、次のとおりとする。

1	行政監査/定期監査	
	法的根拠；（地方自治法第199条第4項の規定による監査）	
	実施予定：10月下旬	対象者：必要に応じた担当者
2	財政援助団体等に対する監査	
	法的根拠；（地方自治法第199条第7項の規定による監査）	
	実施予定：7月下旬	対象者：指定管理者他各種団体の長
3	例月現金出納検査	
	法的根拠；（地方自治法第235条の2第1項の規定による検査）	
	実施予定：原則毎月24日に実施	対象者：出納室長
4	決算審査	
	法的根拠；（地方自治法第233条第2項の規定による審査）	
	実施予定：7月下旬	対象者：出納室長
5	基金の運用状況審査	
	法的根拠；（地方自治法第241条第5項の規定による審査）	
	実施予定：毎月例月出納検査に合わせて実施	対象者：出納室長
6	普通会計の財政健全化審査	
	法的根拠；（健全化法第3条第1項の規定による審査）	
	実施予定：7月下旬	対象者：総務課長

※ 早川町監査基準に定める監査等の内、上記以外のものについては、必要に応じ適時実施する。